

行政手続及び内部手続における押印・書面・対面の 見直しに係る対応状況について

令和2年10月7日
原子力規制庁

原子力規制委員会の行政手続及び内部手続における押印・書面・対面の制度・慣行については、政府方針を踏まえて以下のとおり見直しを進める。

1. 行政手続

(1) 押印

法令に基づき被規制者等から報告書等を受け取る手続のうち押印を求めている約180件について、押印を不要とするため、年内に関係規則及び告示を改正予定。

(規則)

- ・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則
- ・登録認証機関等に関する規則
- ・国際規制物資の使用等に関する規則
- ・原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則
- ・核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

(告示)

- ・平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）
- ・印紙をもってする歳入金納付に関する法律第一条ただし書の規定により、印紙をもって納付することができる手数料を定める件

(2) 書面

オンラインによる申請等を可能とするため、年内に規則及び告示を制定予定。

(規則)

- ・原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）

(告示)

- ・原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（仮称）

(3) 対面

法令に基づき対面を要求している例なし。

2. 内部手続

原子力規制委員会の内部規程又は慣行により職員等に押印を求めている手続（出勤簿、休暇簿、育児休業等の申請書・請求書、諸謝金の支出伺い等）について、押印を全て廃止済み。

また、規制庁内における

- ・職員同士の会議における Web 会議の活用
- ・委員・幹部に対する説明におけるタブレットの導入
- ・各種決裁における電子決裁の徹底

などにより、書面や対面の見直しも鋭意推進中。

【参考】

●経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

●規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

●行政手続及び内部手続における押印・書面・対面見直しに係る依頼内容（規制改革推進室、行政改革推進本部事務局）

1. 行政手続

（1）各府省への対応依頼

① 押印

全ての行政手続について、規制改革推進室が示した基準に照らして、押印の必要性を検証し、原則廃止。廃止しない場合には、理由を説明。また、残す場合でも電子署名の活用を推進。

② 書面

- ・(オンライン化されている行政手続) 入力事項の簡素化、提出書類の削減、入力支援機能の充実等を通じてオンライン利用率の引上げを図る。
- ・(オンライン化されていない行政手続) オンライン手続を早急に整備する。費用対効果等の観点から、新たな情報システムの整備等が適当ではない場合には、eメールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出の手続を整備することも検討。

③ 対面

デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

(2) 今後のスケジュール

令和2年10月中	規制改革推進会議(規制改革推進室)による、検討状況のヒアリング
12月末まで	政省令、告示等の改正
令和3年1月	年末までに講じた措置又は対応方針等を「行政手続等の棚卸」を通じて提出
3月末	「行政手続等の棚卸結果等」公表

2. 内部手続

(1) 各府省への対応依頼

- ① 各府省等の会計手続、人事手続その他の内部手続のうち、法令等又は慣行により、書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものを見直し、年内にフォローアップ。
- ② ①のうち、内部規程又は慣行により押印を求めている手続を9月中に廃止。

(2) 今後のスケジュール

令和2年11月	行政改革推進本部事務局によるフォローアップの作業依頼
12月	フォローアップ結果の公表